

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	タービン建屋1階原子炉補機冷却系熱交換器の水抜き作業のため垂直梯子を昇る際、バランスを崩し、手すりの角に右膝をぶつけた。医師による診察の結果、「右膝挫傷」と診断されたため、対応検討	A	3月29日公表済 (PDF61KB)

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気隔離弁室局所空調機用電動機の点検時、外扇ファンに羽根1枚の欠損が認められたため、当該ファンを交換	D	
2	1号機	復水脱塩装置脱塩塔出入口母管差圧電気式演算器の点検時、計器用電源スイッチに不良（固着）が認められたため、当該スイッチを修理	D	
3	1号機	液体廃棄物処理系ドライウェル機器ドレンサンプポンプ点検時、ピット内に異物（ペーパータオル2枚）が認められたため、当該異物を回収	D	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器冷却水温度調節弁の点検時、ポジションの部品（レバー・ピン）に摩耗が認められたため、当該レバー等を交換	D	
5	1号機	復水貯蔵タンクの点検時、フィルタユニットの内部塗装に剥離及びブルーバー固定用金具に腐食が認められたため、当該部を補修塗装及び金具を交換	D	
6	2号機	換気空調系高圧復水ポンプ室局所空調機（HVH2-23）において、フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
7	2号機	発電設備に関する改ざん等の不適切な取り扱いの調査において、ドライウェルインスペクション中の原子炉スクラム事象について運転日誌の改ざんや隠べいが認められたため、対応検討	A s	3月30日公表済
8	3号機	主復水器細管洗浄装置（C・D・F）回収器において、ベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	3号機	所内ボイラ重油タンクにおける重油の自動補給制御用レベルスイッチの動作不良（設定ずれ）による「油面高」警報の発生が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
10	3号機	発電設備に関する改ざん等の不適切な取り扱いの調査において、定期検査停止中の制御棒引き抜け事象に関する運転日誌の改ざんや隠蔽等が認められたため、対応検討	A s	3月30日公表済
11	4号機	主蒸気隔離弁漏えい率試験時、事前に提出すべき作業員名簿が未提出のまま作業を実施したことが認められたため、対応検討	C	
12	4号機	原子炉再循環ポンプ（B）振動計点検における、水平軸振動検出器の復旧作業時、当該検出器が折損したため、検出器を交換	D	
13	4号機	ドライウェル内局所空調機温度計の点検時、局所空調機（E）第4軸受温度検出器用端子ビスに折損が認められたため、当該ビスを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	炉心スプレイ（A）系ポンプ最少流量弁の点検復旧時、ブッシングの組込み手順に誤りが認められたため、対応検討	C	
15	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）において、チューブリークによる淡水側への海水流入の可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
16	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（F）差圧伝送器の点検時、伝送器蓋ロック用ビスに固着が認められたため、当該ビスを交換	D	
17	4号機	「クラス3機器供用期間中検査（R1）」において、検査予定日の変更に伴う検査実施通知書の再通知忘れが認められたため、対応検討	C	
18	4号機	「供用期間中検査（ISI）10年計画」において、日本機械学会の検査実施範囲の規格の要求を一部満足していないことが認められたため、対応検討	B	
19	4号機	非常用ガス処理系機能検査の要領書に記載する想定事象について、不適合管理委員会への確認漏れが認められたため、対応検討	C	
20	4号機	タービン補機冷却系の空気圧縮機入口冷却水圧力調整器の点検時、出力用小型圧力計に動作不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を交換	D	
21	4号機	循環水ポンプ（A・B）吐出圧力計器類の点検時、検出元弁（6台）にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
22	4号機	主蒸気系タービンバイパス配管ドレントラップの点検時、パイメタル取付ネジ部に摩耗が認められたため、当該ネジ部を補修	D	
23	4号機	無停電電源装置設備検査（E1）における「インバータ制御電源喪失」警報検査時、検査要領書記載の検査手順に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
24	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）淡水ドレン弁において、シートパス（1滴／3分）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	5号機	主発電機固定子冷却水ポンプ（B）の自動起動試験時、圧力スイッチの設定値外れの可能性が認められたため、当該圧力スイッチ及び圧力指示計を点検・修理	D	
26	6号機	非常用電源遮断器（B）室空調用冷水ポンプ（P6-3B）において、グラウンドリーク水量の増加が認められたため、グラウンド部を点検・修理	D	
27	6号機	制御用直流125V充電器盤（6A）において、「マイナス接地」警報の発生が認められたため、当該充電器盤を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで